

栗東市本人通知制度登録申込書

申込年月日 年 月 日

栗東市長 様

申 込 者	現 住 所	〒	—
	氏 名		
	生 年 月 日		
申 込 者 の 区 分	1 本人 2 法定代理人 3 代理人		

栗東市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

※ 太枠内を記入してください。

登録を希望する者の氏名 (住民票の写し等に記載のある者)	フリガナ	生年 月日	年 月 日
住 所	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ 栗東市		
本 籍	栗東市	筆頭者	
通知を希望する住民票の写し等の種類	1 住民票の写し 2 消除された住民票の写し 3 住民票記載事項証明書 4 戸籍の附票の写し 5 消除された戸籍の附票の写し 6 戸籍謄抄本 7 戸籍に記載した事項に関する証明書 8 除かれた戸籍謄抄本 9 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書		
連絡先（電話番号）			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄にも記入してください。15歳以上の人は、本人が申込みをすることもできます。

法 定 代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人		
氏 名	フリガナ	生年 月日	年 月 日
住 所	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ		
連絡先（電話番号）			

注

- 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
- 2 本籍欄は、戸籍関係又は戸籍の附票関係について登録される場合に記載してください。また、本籍地が栗東市外にあり、以前に栗東市に本籍があった人が登録される場合は、栗東市にあった本籍を記載してください。
- 3 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) あなたが本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等）
 - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	事 前 登 録 簿			本 人 等 の 確 認 書 類	
	住基	戸籍	戸附	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 個カ <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）

本人通知制度についての確認事項

1. 本人通知制度について

1) 本制度は、自己の証明書が代理人や第三者に交付された場合、事前に登録をしている本人に対してその交付の事実を通知する制度です。

- 自己の証明書とは…本制度に通知対象として登録した住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の謄抄本（除籍を含む。）、戸籍の附票（除附票を含む。）をいいます。
- 代理人とは…委任状を持参し証明書の交付請求を行う者をいいます。
- 第三者とは…自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために証明書を請求する必要がある個人、法人、八業士（弁護士・司法書士等）をいいます。

証明書の交付を拒否したり、交付の可否を確認する制度ではありませんのでご注意ください！

2) 登録日の翌開庁日以降、代理人や第三者に証明書を交付した場合は、「住民票の写し等交付通知書」を郵送します。通知書には、証明書の交付年月日、証明書の種別、交付通数及び請求した者の区分（代理人請求、第三者請求〈個人・法人・八業士〉）が記載されます。

※請求者の氏名や住所等の個人情報については記載されません。交付申請書の開示には個人情報開示請求が必要です。（ご自身以外の個人情報の部分は不開示となる場合があります。）

3) 通知の対象となる証明書

栗東市役所総合窓口課及び栗東市諸証明サービスコーナーで発行した証明書を対象とします。

4) 通知の対象外は以下のとおりです。

- 登録者本人及び同一世帯員からの住民票の写しや住民票記載事項証明書の請求
- 登録者本人及び同一戸籍に記載のある人、その配偶者又は直系尊属卑属からの戸籍や附票の請求
- 裁判や紛争手続きに関わる請求
- 国又は地方公共団体からの請求
- コンビニエンスストア等による発行

2. 本人通知制度の変更、廃止について

1) 登録後、登録内容（氏名や住所の変更がある場合等）に変更が生じた場合は、「栗東市本人通知制度登録変更兼廃止届出書」の提出が必要です（ただし、市内で住所、本籍地が変わった場合、届出は不要です）。届出がない場合は、登録を抹消する場合があります。

2) 登録期限は無期限です。廃止の申請があるまで継続します。ただし、登録者が国外転出の届出をしたとき、死亡、居所不明等により住民票が削除されたときは、登録を廃止します。

3. その他

1) 本制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的とする制度です。制度の趣旨をご理解いただき、制度の内容に同意の上、登録してください。

2) 本制度の申し込み又は変更の届出において、登録した住所又は本籍及び筆頭者と合致する証明書が通知対象となります。